

第 1 8 4 2 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

平山産業 株式会社
代表取締役 崔 起 成 様

宇佐市長 是 永 修 治



許 可 証

令和 7 年 2 月 2 0 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、宇佐市
廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第 3 4 条第 1 項の規定により、下記のと
おり許可します。

記

事業所の所在地 及び 名 称	大分県中津市三光下秣字大源寺平 3 1 0 番地の 1 平山産業 株式会社
取扱一般廃棄物の種類	事業系ごみ (可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ)
許 可 区 分	収集及び運搬
収 集 区 域	宇佐市全域
許 可 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
条 件 1 職務遂行に当たっては、関係法令、条例等の規定を遵守し、かつ、市長の指 示に従わなければならない。 2 職務遂行に当たっては、従業員に一般廃棄物収集運搬従業員証を常に携帯さ せ、関係吏員又は関係人から提示の請求があったときは、これを提示させなけ ればならない。 3 その他市長が必要と認める事項	